

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和4年6月7日（火）

午前10時42分開会、午前10時54分閉会

場 所 第4委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

①議案第42号 令和4年度土浦市一般会計補正予算（第3回）～第1表歳入歳出予算補正歳出全部

4 閉 会

出席委員（7名）

委員長 下村 壽郎

副委員長 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委 員 矢口 勝雄

委 員 塚原 圭二

委 員 鈴木 一彦

委 員 福田 一夫

欠席委員（1名）

委 員 田子 優奈

説明のため出席した者（2名）

こども未来部長 加藤 史子

こども政策課長 菊田 宏巳

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第４２号、令和４年度土浦市一般会計補正予算（第３回）～第１表歳入歳出予算補正歳出全部。資料は、本会議、令和４年、第２回定例会、事前配布資料、議案第３９号～第４７号を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども政策課長** １９ページをお願いいたします。第３款民生費、第２項児童福祉費でございます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯、ひとり親世帯及びひとり親世帯以外に対して、生活支援を目的としてこども一人当たり５万円の特別給付金を支給するため、増額補正を行うものでございます。国の１０分の１による事業でございます。第３目児童福祉費につきましては、低所得のひとり親世帯以外への給付でございます。対象者につきましては、令和４年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和４年度分の住民税均等割が非課税である方。こちらは、申請が不要でございます。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和４年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方。こちらは、申請が必要になります。子供の対象年齢につきましては、高校生年代までです。障害児については、２０歳未満でございます。１０節需用費は、プリンタートナーなどの消耗品。１１節役務費は、通知送付の郵送料や口座振込の手数料です。１２節委託料は、システム改修のための電算委託料です。１８節補助金は、給付金分で１，７５７人分です。申請が不要の方については、７月８日に支給予定でございます。申請が必要な方については、申請書受領後に速やかに支給します。第４目母子父子福祉費につきましては、低所得のひとり親世帯への給付でございます。対象者は、令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けている方。申請は不要です。児童扶養手当の認定を受けていても、公的年金給付があるなどで、児童扶養手当の支給を受けていない方。こちらは、申請が必要になります。それと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変して、収入が児童扶養手当を受けている方と同じ水準になっている方。こちら申請が必要となっております。子供の対象年齢は、１８歳まででございます。１０節需用費は、プリンタートナーなどの消耗品。１１節役務費は、通知送付の郵送料や口座振込の手数料です。１２節委託料は、システム改修のための電算委託料です。１８節補助金は、給付金で１，９５０人分です。申請が不要な方につきましては、６月２３日に支給予定でございます。申請が必要になる方は、申請書受領後に速やかに支給します。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** すみませんが、支給日をもう一度よろしいですか。

○**菊田こども政策課長** ひとり親世帯の児童扶養手当の受給者の方につきましては、6月23日。ひとり親世帯以外の方で住民税非課税の低所得世帯の方は、7月8日に支給予定でございます。

○**目黒委員** 児童手当で、障害者の方は二十歳未満という説明があったのですが、詳細をもう一度説明できますか。

○**菊田こども政策課長** 特別児童扶養手当というものがございまして、これは障害者のお子さんをお持ちの場合、県から支給があるのですが、これにつきましては、障害児の方の年齢は20歳未満ということでございます。児童扶養手当は18歳まで、それに合わせてふたり親の場合ですと、児童扶養手当の18歳までに合わせて高校生年代までですが、特別児童扶養手当は20歳未満までが対象となっておりますので、そこまでが対象になります。

○**目黒委員** そうしますと、その方も7月8日でよろしいですか。

○**菊田こども政策課長** おっしゃるとおりです。

○**目黒委員** 申請が必要な方は、申請の後にどれくらいになるのでしょうか。

○**菊田こども政策課長** 申請が必要な方は、ひとり親世帯もひとり親世帯以外も7月1日から受付を始める予定です。申請をいただいて、3週間から4週間以内には振込みをしたいと思います。

○**鈴木委員** 先ほどの歳入の部分で世帯数の質問がありましたが、歳出予算を組む上で申請が必要な方と必要でない方、それぞれ目で見ると3目児童手当費、4目母子父子福祉費で、予算を組む上で世帯数が分かると思うので、分かる範囲での世帯数を教えていただければ。

○**菊田こども政策課長** ひとり親ですが、子供の数でいうと1,950人ですが、世帯数ですと1,340世帯となります。そのうち、申請がいない方、プッシュ式で6月23日に支払う方は、子供の数ですと1,750人、世帯数ですと1,200世帯です。また、ひとり親以外につきましては、全体の数が1,757人分です。世帯数では1,011世帯です。そのうち、7月8日にプッシュ式で支払をする子供の数につきましては1,508人、世帯数は824世帯。あと、そのあと2月28日までに生まれている子供は対象にします。また、5月以降に児童手当に該当するような方も対象にするのですが、これが142人で、世帯数で130世帯程度を見込んでおります。それと、申請が必要な方、赤ちゃんも5月以降の児童手当の方は、申請が不要になります。これから発生をということですね。それと、申請が必要な方につきましては、高校生や家計が急変したというところは、107人を見込んでおりまして、57世帯で見込んでおります。

○**下村委員長** ありがとうございます。対応できません。表で出させていただくようにお願いします。菊田こども政策課長、もうしわけないですが、急ぎですみません。それでは、賛否を確認いたします。この議案第42号について賛成とする方は挙手を願

います。

【6人挙手】

○**下村委員長** 全員賛成でございます。以上で、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会します。